

阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日(改定)

-目次-

概要	4
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1節 感染症危機を取り巻く状況	6
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	14
第5節 対策推進のための役割分担	18
第6節 市行動計画の主な対策項目	21
第7節 市行動計画の実効性を確保するための取組等	24
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	30
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36

第3章 まん延防止

第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41

第4章 ワクチン

第1節 準備期	44
第2節 初動期	47
第3節 対応期	49

第5章 保健

第1節 準備期	51
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54

第6章 物資

第1節 準備期	56
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58

第7章 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期	59
第2節 初動期	61
第3節 対応期	62

概要

【阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、政府では、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、令和6年7月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を平成25年の策定以来、初めて抜本改定された。

また、徳島県(以下、「県」という。)においても、政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年1月に、徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を改定した。

市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を受け、市における新型コロナ対応の経験を踏まえ、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」という。)を抜本改定するものである。

【市行動計画の改定概要】

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、国が政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)第18条第1項)を作成し、市はそれに基づき対応を行っていくこととなるが(特措法第3条第4項)、市行動計画は、特措法第8条に基づき、市が実施する措置等を定めるものである。

市行動計画は、改定後の県行動計画を基本に、本市における新型コロナ対応の経験を踏まえたものとした。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症を念頭と置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目を再編し、感染が長期化する可能性を踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンの接種体制等についても明確化する。さらに、実効性を確保するため、

実施状況のフォローアップや県行動計画の改定を踏まえた市行動計画の改定を行うとともに、実践的な訓練を実施することとする。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なるウイルスがヒトへの感染性を新たに獲得することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、今回の新型コロナウイルス感染症のように、これまでヒトとの接触のなかったウイルスが、新たにヒト社会に流入することでほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスとして、パンデミックを引き起こすことが懸念される。

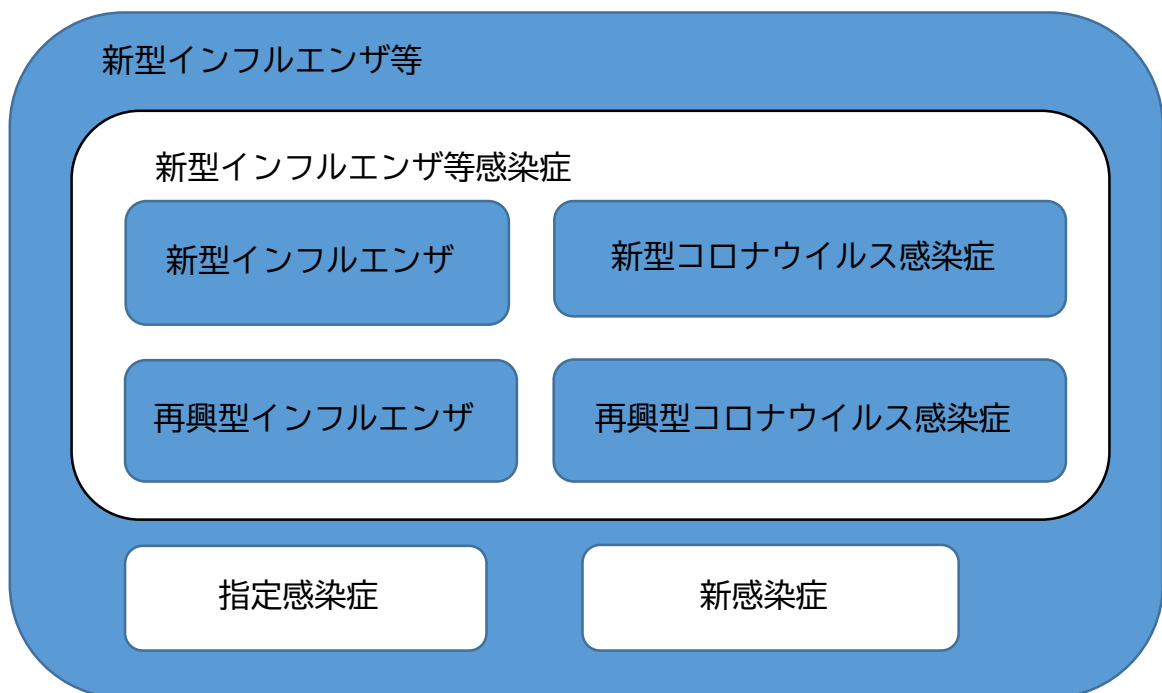
さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さや病原性の強さによって社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - (1) 新型インフルエンザ
 - (2) 再興型インフルエンザ
 - (3) 新型コロナウイルス感染症
 - (4) 再興型新型コロナウイルス感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

特措法に基づいて作成されている政府行動計画、県行動計画及び市行動計画は、これらの感染症を対象とするものである。



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (2) 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
 - ・市内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、県行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見及び国・県の対策も踏まえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

時期	戦略
準備期(発生前の段階)	国・県と連携し、市民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
初動期 (国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)	国内外における感染症情報の発生を探知して以降、準備期における検討等に基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。また、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーションといった取組を極めて迅速に行っていく。
対応期 国内の発生当初の封じ込めを念頭に 対応する時期	国・県と連携し、感染拡大のスピードをできる限り押さえることを目的とした各般の対策を講ずる。

対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。</p>
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>県、市町村、事業者等は相互に連携して、市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>市は、市内の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>通常の医療提供体制への移行や基本的な感染症対策への移行が円滑に行われるよう対応する。</p>

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについて

は第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

時期		有事のシナリオ
初動期(A)		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置されて対策が実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期(B)	特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置後、国での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国やJIHSが示す諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に 対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等 に応じて対応する 時期(C-1)	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

対 応 期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、関係機関と相互に連携協力し、国・県とともに新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国又は県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、国、県、市の連携等のためのDXの推進や人材育成等

新型インフルエンザ等発生時の医療機関や保健所等の負担軽減を目指し、平時から医療関連情報を有効活用し、国、県、市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済活動に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学

的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、関西広域連合対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症対応と災害対応の両立

市は、感染症危機下での災害対応や災害対応時の感染症危機についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難者の隔離などの対処が可能な避難所の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国・県・市の役割

【国】

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣議会議」という。)及び閣議会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協

定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。保健所は健康危機対処計画(感染症編)の継続的な取組と見直し等を実施し、地域の医療機関、検査機関との連携を強化する。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、市町村、感染症指定医療機関等で構成される徳島県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国・県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び徳島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(3) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(4) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエン

ザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。
(特措法第4条第3項)

(5) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。(特措法第4条第1項及び第2項)

(6) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

第6節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の3つの主たる目的である「新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする」こと、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を国へ要請する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。また、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内の開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

市は、感染症サーベイランス等に協力し、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第7節 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

県、市、市民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。感染者発生時の対応手順や個人防護具の備蓄状況の確認といった、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

また、政府行動計画においては「定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」とされている。市においても当該措置の内容を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

なお、政府行動計画においては「新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本政府行動計画の見直しを行う。」とされている。これにより、政府行動計画等の見直しが行われた場合には、市においてもその内容を踏まえ、所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(特措法第8条第7項及び第8項)(危機管理部、保健福祉部)
なお、市行動計画の変更において、計画の実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更については、実質的な内容の変更がある際に一括して行うこと、又は意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に了承を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととしても差し支えないとされている(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)ことに留意する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(危機管理部、保健福祉部、その他全部局)
- ③ 市は、特措法の定めのほか、阿南市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第6号)に基づく、設置・運営の体制づくりに努める。(危機管理部)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(企画部、危機管理部、保健福祉部)
- ⑤ 市は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。(危機管理部、保健福祉部)
- ⑥ 市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(危機管理部、保健福祉部)

1-2. 関係機関との連携の強化

- ① 市は、県、他市町村及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(危機管理部、保健福祉部)
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整するよう努める。(危機管理部、保健福祉部)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(危機管理部、企画部、保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて危機管理会議を開催し、庁内及び関係機関における対策の実施体制を構築、強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、海外又は国内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることについて、国・県の動向を注視するとともに、情報共有を受けた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。また、必要に応じて、関係部局に情報を共有するとともに、対策の準備を進めるよう依頼する。さらに、必要に応じて特措法によらない市対策本部の設置を検討する。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表を行うとともに、内閣総理大臣に対して、新型インフルエンザ等の発生等に関する報告を行ったときには、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、政府は、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。(特措法第14条及び第15条)

国・県の動きを受け、直ちに市対策本部を設置する。なお、政府対策本部の設置より前に、全庁的な対応体制を整備する必要があると判断される場合には、市対策本部を設置することができる。(危機管理部)

② 市は、必要に応じて、感染症の専門知識を有する者の意見を聴いた上で対処方針を作成し、市対策本部内で決定する。(危機管理部)

③ 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(危機管理部、企画部、保健福祉部、その他部局)

④ 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。(危機管理部、保健福祉部)

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国・県が財政支援を行うことを決定した場合には、所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて、必要な予算の確保を行う。(総務部)

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況及び国の基本対処方針の変更に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 市は、地域の感染状況に関する情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、国・県等から収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(保健福祉部、危機管理部、その他部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全庁)

3-1-2. 県による総合調整

- ① 県行動計画において、「県は、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する区域内に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。」とされている。市は、県が総合調整を行う場合には、当該総合調整に従い、適切に新型インフルエンザ等対策を実施する。(保健福祉部、危機管理部)
- ② 県行動計画において、「県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。」とされてい

る。市は、県が総合調整を行う場合には、当該総合調整に従い、適切な対応を取る。(保健福祉部、危機管理部)

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、必要があれば、国に対して、職員の派遣を要請する。(企画部、保健福祉部、危機管理部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(企画部)
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(特措法第26条の3第2項)(企画部)

3-1-4. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務部)

3-2. 緊急事態措置の実施について

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(特措法第34条第1項)(危機管理部)
- ② 市は、緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく、特措法に基づく市対策本部を廃止する。(特措法第37条で読み替えて準用する第25条)(危機管理部)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国との連携を前提としながら、県、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民に対して感染症についての啓発を行うことで、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション(個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念のこと。)ができるよう努める。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県等と連携して感染症に関する基本的な情報・感染対策、感染症の発生状況等を、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う(特措法第13条第1項)。集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすい保育施設、学校、職場及び高齢者施設等に対し、県等と連携して、丁寧に情報提供・共有を行う。(保健福祉部、危機管理部、教育部、その他部局)

1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、有事における円滑な連携のため、県との情報連携に関する具体的な手順等をあらかじめ確認しておく。(保健福祉部、危機管理部)

1-3. 偏見・差別等に関する啓発

感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴いうることや、感染症対策の妨げにもなることがあること等について、市は、国や県との連携により啓発する。(市民部、危機管理部)

1-4. 偽・誤情報に関する啓発

偽・誤情報の流布、インフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況のこと。)の問題に対し、市は市民が正しい情報を入手できるよう努める。(企画部、その他部局)

1-5. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、国の基本的対処方針等を踏まえ、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、市民へ情報提供・共有する内容・方法について整理する。

なお、感染症の発生状況等に関する公表等に関しては、国、県と連携し、対応する。(保健福祉部、危機管理部、その他部局)

1-6. 双方向のコミュニケーションの体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携して、コールセンターの設置や相談窓口などの可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備に向け準備する。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1. 市民等への情報提供・共有

市は、県とともに、国が行う準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえた情報提供に協力する。(保健福祉部、危機管理部)

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、国が示す公表の考え方を踏まえ、必要に応じて、国や県と協議し、感染症のまん延防止及び感染症予防に資する情報に限って公表する。(保健福祉部、危機管理部)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、県と連携して、コールセンターを設置する。また、国からの要請、感染拡大の状況や住民への影響等を踏まえ、必要に応じて、双方向のコミュニケーションを行う体制整備に努める。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には感染者が少数であるため、感染者等に対し関心が集まり偏見・差別が起こりやすいため、市は実際の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有す

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第2節 初動期

る。あわせて、偏見・差別等に関するの各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対応する。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、準備期・初動期に準じて、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行い、国の情報提供に、県とともに協力する。

情報提供・共有に当たっては、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮する。その際、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、準備期・初動期に準じて、県や関係部局等と連携を図り、一体的かつ迅速な情報提供・共有を行う。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、引き続き、コールセンター等を継続する。

なお、感染急拡大時には、コールセンター等への電話が繋がりにづらくなることも想定し、状況に応じて、電話以外の方法の導入も検討する。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、適切に対応する。(企画部、市民部、保健福祉部)

3-4. リスク評価に基づく方針の決定・見直しに関する対応

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、基本的対処方針等により示される国の方針に基づき、以下のとおり対応する。

また、市は、国から示される対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)等についても、関係機関や市民に分かりやすく、適切に情報提供・共有を行う。(企画部、保健福祉部)

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を国による説明を踏まえて、丁寧に説明する。また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(企画部、市民部、保健福祉部)

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民・事業者が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、国による説明を踏まえつつ、分かりやすく説明を行う。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

3-4-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民・事業者への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、国や JIHS 等から提供される情報を踏まえ、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション

を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(保健福祉部、危機管理部、教育部)

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(企画部、保健福祉部、危機管理部)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市、学校等は、基本的な感染対策の普及を図る。また、感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(危機管理部、保健福祉部、教育部)
- ② 市は、県に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策(まん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等)への理解促進を図る。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)
- ③ 国や県から公共交通機関に対し運行に当たっての留意点等について周知を行う場合は、市は必要な協力を行う。(危機管理部、保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)に協力する。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や県と連携し、これを有効に活用する。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)

- ② 市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(全庁)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、国や県において対策の切り替えがなされた場合に、市においても円滑な切替えができるよう適切に対応していくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

市は、県が感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を講じた場合には、これに協力する。

また、病原体の性状等の知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定により、有効と考えられる感染拡大防止対策の有効と考えられる措置がある場合には、県の対応に協力する。(危機管理部、保健福祉部)

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する対応

市は、国の基本的対処方針を踏まえつつ、県が行う、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に協力する。

また、市は、市民や事業者に対し、基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要な理解促進を図る。(危機管理部、保健福祉部)

3-2. 事業者や学校等に対する対応

3-2-1. 学校・保育施設等における臨時休業等の対応

市は、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策に資する情報提供・共有を行う。県が臨時休業や使用制限等を要請した場合は、その要請に従い、必要な措置及び協力を行う。(保健福祉部、教育部)

3-2-2. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合における対応

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。(保健福祉部、教育部)

3-2-3. その他の事業者に対する対応

市は、関係機関に対し、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の見直しを求める。(危機管理部、保健福祉部)

3-3. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に、国、県と連携して対策を講ずる。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)

3-3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状等を踏まえた「リスク評価の大括りの分類」に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果並びに国の基本的対処方針に基づき、県におけるリスク評価も踏まえて、対応を判断する。(危機管理部、保健福祉部、教育部、総務部)

3-3-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-3-1 と同様に、まん延防止対策を講ずる。(危機管理部、保健福祉部)

3-3-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には、患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。(危機管理部、保健福祉部)

3-3-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

罹患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、まん延防止対策を実施しつつ、県と連携し、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。(危機管理部、保健福祉部)

3-3-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、県が行う臨時休業等の要請を受けて、学校等における感染拡大の防止につなげる。(危機管理部、保健福祉部、教育部)

3-4-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、まん延防止対策を実施しつつ、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-3-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。(産業部、危機管理部、保健福祉部)

3-4-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、県が実施したまん延防止対策の評価に基づき、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の見直し等を行う。(危機管理部、保健福祉部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(目的)

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、国や県と連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(所要の対応)

1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用への協力

市は、政府行動計画 1-1-9.「ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用」に基づき、これに必要な支援を行う。(保健福祉部)

1-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(保健福祉部)

1-3. ワクチンの供給体制

- ① 市は、ワクチンを供給するに当たり、直接購入する場合や、国から分配されたワクチンの配送を委託する場合に、随時事業者の把握を行う。(保健福祉部)
- ② 市は、医師会と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況も含め、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(保健福祉部)
- ③ 市は、県が国から、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築するよう要請を受けた場合は、これに協力する。(保健福祉部)

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市は、医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。

1-4-2. 特定接種

- ① 市は、県とともに事業者に対して登録に係る周知を行うに当たり、必要な協力を行う。(保健福祉部)
- ② 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、市は迅速に対応する。(保健福祉部)

- ③ 市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
(保健福祉部、総務部)

1-4-3. 住民接種

市は、国から、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による指示があった場合に対応するため、平時から次の準備を行う。

- ① 国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(保健福祉部)
- (ア) 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行い、必要に応じ、接種の流れの確認を行うなど、速やかな接種体制の構築に向けた準備等を行う。
- (イ) 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種の準備を行う。
また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、必要に応じ、県と連携し接種体制を検討する。
- (ウ) 医療従事者の確保について、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定し、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、協議を行う。
- (エ) 接種会場内における、対応可能人数等を推計するほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。
- ② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(保健福祉部)

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 市民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。(保健福祉部)

1-5-2. 衛生部局以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外(労働、介護、福祉、教育部局等)の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。(保健福祉部、産業部、教育部)

1-6. DX の推進

市は、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。(企画部、保健福祉部)

第2節 初動期

(目的)

準備期から計画した接種体制等を活用し、国と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

(所要の対応)

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断した資材について、適切に確保する。(保健福祉部)

2-2. ワクチンの供給体制

準備期の対応を継続し、ワクチンが円滑に供給されるよう調整する。(保健福祉部)

2-3. 接種体制の構築

2-3-1. 接種体制

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、必要に応じて、市対策本部と別に、ワクチン接種に係る対応を行うため、ワクチン接種本部の設置を検討する。(保健福祉部)

2-3-2. 特定接種

市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、国、県、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(保健福祉部)

2-3-3. 住民接種

- ① 市は、接種を速やかに開始できるよう、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(保健福祉部、総務部)
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。(保健福祉部、その他部局)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(保健福祉部、その他部局)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。(保健福祉部)
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣 地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行い、必要に応じて、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(保健福祉部)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(保健福祉部)
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう努める。(企画部、保健福祉部)
- ⑧ 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療 所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。(保健福祉部)
- ⑨ 接種会場で、被接種者に重篤な副反応がみられた際に、常時対応が可能となるよう、救急処置用品の適切な準備・管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療 関係者や消防機関と、適切な連携体制を確保する。(保健福祉部、消防本部)
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。(保健福祉部)
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。(保健福祉部)

第3節 対応期

(目的)

構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても国の方針を踏まえて、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済につなげるように努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(所要の対応)

3-1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 市職員に対する特定接種の実施

市は、国が、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健福祉部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき体制の構築を進める。

② 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(保健福祉部)

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

その際、市民へは、ウェブサイトや SNS 等を活用して周知することとし、必要に応じて、情報誌への掲載等、紙での周知を実施し、接種勧奨についても同様に行う。(保健福祉部)

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の増設等を検討する。(保健福祉部)

3-2-2-4. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備されたシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健福祉部)

3-3. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健福祉部)

3-4. 情報提供・共有

3-4-1. 予防接種に係る周知

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② パンデミック時においては、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにするため、市は、引き続き、定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(保健福祉部)

3-4-2. 接種に係る対応

市は、具体的な接種の目的や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を分かりやすく提供し、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(保健福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

(目的)

市は、感染症サーベイランス等に協力し、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

(所要の対応)

1-1. 人材の確保

- ① 市は、流行開始(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、感染症有事体制を構成する人員を確保する。人員の配置に当たっては、感染症対応を経験した職員や情報系職員の確保に努める。(保健福祉部)
- ② 市は、有時に応援職員を迅速に確保できる意思決定方法や動員配備の手法等を整備する。(保健福祉部)

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。
また、想定した業務量に対応するため人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。(企画部)
- ② 市は、業務継続計画を策定する。
なお、業務継続計画の策定に当たって、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定するなどして、本庁の有事における業務を整理するとともに、有事において業務継続計画に基づく業務体制へ円滑に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図るものとする。(企画部)

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、研修・訓練の実施、地域の医療関係団体や大学等の関係機関との連携強化等に取り組む。新型インフルエンザ等の発生に備え、国の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)
- ② 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、健康福祉部門や危機管理部門に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策等連絡協議会等を活用し、平時から県や他市町村、医療機関や医療関係機関団体等と意見交換や必要な調整等を通じて、連携を強化する。(危機管理部、保健福祉部、その他部局)

1-4. 地域における情報提供・共有

- ① 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、感染症に関する基本的な情報等について、住民や事業者に対して情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)
- ② 市は、平時から市民からの相談に幅広く応じることを通じて、情報の探知機能を高めるよう努める。(危機管理部、保健福祉部)
- ③ 市は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生・まん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を当該施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、医師会等の関係団体等の協力を得ながら、感染対策の啓発や施設内感染に関する情報及び集団発生時の報告の徹底等を現場の関係者に広く普及し、その活用を促進する。(保健福祉部)
- ④ 市は、保健製薬環境センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。(保健福祉部)

第2節 初動期

(目的)

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(所要の対応)

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、感染症有事体制において想定される業務量に対応する人員確保に向けた準備を進めるとともに、感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備する。(全庁)
- ② 市は、感染症有事体制を構成する人員の参集、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。(全庁)

2-2. 市民への情報提供・共有

- ① 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、県の相談センターを案内する。(危機管理部、保健福祉部)
- ② 市は、国・県が開設した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(危機管理部、保健福祉部)

第3節 対応期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、市に求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(所要の対応)

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備する。(企画部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止等に対する市民の理解促進を図るために必要な情報を県と共有する。(危機管理部、保健福祉部)

3-2. 主な感染症対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制及び役割分担等に基づき、県、保健所、医療機関及び消防機関等の関係機関と連携して、主に次の感染症対応業務を実施する。(保健福祉部)

3-2-1. 相談対応

市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、県の相談センターを案内する。(保健福祉部)

3-2-2. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(保健福祉部)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な応じて協力する。(危機管理部、保健福祉部)

3-2-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)

- ② 市は、高齢者、子ども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県、保健所と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(保健福祉部)

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

市は、流行開始をめぐり感染症有事体制へ切替え、感染症有事体制を構成する人員の確保、必要な物資・資機材の調達等を行う。(企画部)

3-3-2. 流行初期以降

- ① 市は、引き続き、必要に応じて、感染症有事体制を構成する人員確保を行う。(企画部)
- ② 市は、引き続き、業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進める。(企画部)
- ③ 市は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、人員体制の見直し、感染症対応業務の対応変更を適時適切に行う。(企画部、危機管理部、保健福祉部)
- ④ 市は、自宅療養の実施について、県が準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき協力する。(危機管理部、保健福祉部)

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国や県からの要請を踏まえて、地域の実情に応じ、医療提供体制や感染対策の見直し、有事体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。

また、その際、対策の見直し及び体制の縮小等について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

(目的)

有事に、感染症対策を円滑に実施するために欠かせないものであり、市は感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(所要の対応)

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。また、備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意する。(危機管理部、保健福祉部)

- ② 市は、国及び県から要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(危機管理部、保健福祉部、消防本部)

第2節 初動期

(目的)

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(所要の対応)

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、準備期に引き続き、感染症対策物資等の需要状況及び備蓄状況等を確認する。不足が見込まれる場合は、必要に応じ、確保に努める。(危機管理部、保健福祉部)

第3節 対応期

(目的)

市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(所要の対応)

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する。

不足が見込まれる場合は、必要に応じ、確保に努める。(危機管理部、保健福祉部)

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定(地方)公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(危機管理部、保健福祉部)

第7章 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、国、県とともに、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(所要の対応)

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県、関係機関との連携や庁内間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全庁)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(全庁)

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

市は、国や県の取組を踏まえ、事業者等における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨し、必要な支援を行う。(危機管理部、保健福祉部)

1-4. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(危機管理部)

- ② 市は、国や県とともに、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(危機管理部、保健福祉部)

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、必要な準備を行う。(保健福祉部)

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県が県行動計画に基づき、火葬又は埋葬を円滑に行うために整備した体制を踏まえ、域内での火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。(総務部、市民部)

第2節 初動期

(目的)

市は、国、県とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(所要の対応)

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、国・県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう要請する。また、必要に応じて、これらの対策に加え、自らの業態を踏まえた対策の準備を行うよう要請する。さらに市は、上記の要請を踏まえた措置を講ずるとともに、準備期に整備した業務継続計画等に基づき、国・県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(危機管理部、保健福祉部)

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民・事業者へ呼び掛け

市は、国や県とともに、市民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。また、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(総務部)

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民部)

第3節 対応期

(目的)

市は、国、県とともに準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(所要の対応)

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1.生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼び掛け

市は、国や県とともに、市民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。また、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(総務部)

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(保健福祉部)

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応を行う。(保健福祉部)

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、特措法第45条第2項に基づく学校の使用制限や、その他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。(教育部)

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国や県とともに、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行う。必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(総務部)
- ② 市は、国や県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容を、市民に迅速かつ的確に共有し、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務部)
- ③ 市は、国や県とともに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(総務部)
- ④ 市は、緊急事態宣言が行われた場合、国や県とともに、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、法令に基づく措置、その他適切な措置を講ずる。(総務部)

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、新型インフルエンザ等緊急事態に、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると国が認めるときは、市外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例により対応する。(市民部)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。また、市は、業務継続計画に基づき、必要な措置を開始する。(保健福祉部、産業部)

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者に対し、必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(産業部)

3-2-3. 市民の生活及び社会経済活動の安定に関する措置

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全庁)